

(別表)

	1号事案	2号事案
審査請求に係る諮問の番号	30中経行第919号	30中経行第1222号
区政情報公開請求日	平成30年9月11日	平成30年12月14日
請求情報の内容	<p>「30中経人第880号(H30、7/3)の公開資料内の別添：生活保護手帳別冊問答集2017版2頁・3頁の憲法第25条「生存権」文化的生活の権利(市販されている)、30中経経第785号(H30、6/11)「不」件、なかの区報No. 2003の4頁「外部提供」の問題意識、区民の信託の区政サービスの職員の奉仕(地方公務員法第30条、同法第31条)精神「憲法第15条」鑑み、憲法第13条・第14条則る6F9番福祉オンブズマン事務局〇〇係長・5F6番行政監理〇〇係長・人材育成4F2番・3番〇〇係長、2F生活援護分野〇〇係長らの「公共の福祉」憲法第13条欠如。寄って、誤った個人情報の外部提供の訂正約7ヶ月放置した問題意識欠如。その為、「都」関係職複数との関わり合い要した区民の利益とは、何なのか分かるもの求める。※「不正確」を「正確」の訂正中々と終わらず。しかも、「不正確」是認の職員達。」</p>	<p>「〇〇係長は、人事調整業務の元での職員行為上(区民相手の行政サービス等)の問題は、0に成らない、又、0の場合がないとの主張。その為、公務員が、法治国家の法令解釈した正確・正当に行政サービス有れば、問題発生しないこととは、相反する。寄って、何故、中野区は、「問題」山散しているのか分かるもの求める。例示：4F2・3番の業務が問題あり(前提)でも、「解決・解消」難しい言及。※但し、本来の行政機関は、法律・法令の運営であり、「問題」起きてはならず、適正・適切を適宜(適時)に当然である。」</p>
区政情報不存在通知書の番号及び日付	30中経行第734号 平成30年9月26日	30中経人第2556号 平成30年12月26日
区政情報不存在通知書の「請求情報に該当する文書等が存在しない理由」	請求された文書については作成及び保存していないため。	請求された文書については作成及び保存していないため。
審査請求書の「3審査請求の趣旨及び理由」	<p>「趣旨：処分取下げ、何らの公開決定求める。」</p> <p>「理由：中野区職員ら(一部)事実行為等が、全く都度の法的根拠欠如は、公務上「正当な事由」欠如等しく、公</p>	<p>「趣旨：処分の取消求める。時系列上の記録開示求める。」</p> <p>「理由：〇〇係長の確認の元で、「問題有る」言及していた〇〇係長は、従前より、〇〇係長窓口での「問題視」</p>

	<p>務員失格。特に、区民対応「口論（平気で争う心理）」は、地法公務員法第35条・第37条反する。根拠欠く争論の中野区職員数名の育成問題。」</p>	<p>共有化の時系列の事実関係の共通理解欠如。又、「査察指導員」は東京都福祉保健局生活福祉部保護課の権限か（厚生労働省社会援護局観察室の回答）ら、H29、11/1・11/2に保護課中野区指導担当〇〇課長代理が、〇〇係長・〇〇副参事に指導している：29福保生保第1391号弁明書は、〇〇係長の供覧済。」</p>
弁明書の日付	平成30年10月29日	平成31年1月22日
反論書の日付	平成30年11月15日	平成31年2月13日